

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法第二十九条第二項の政令で定める期間）</p> <p>第九条 法第二十九条第二項の政令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる駐留軍用地跡地について、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			
駐留軍用地跡地	（略）	駐留軍用地跡地	（略）
平成二十七年九月三十日にアメリカ合衆国から返還を受けたトリー通信施設の区域	（略）	（新設）	（略）
二年	（略）	（新設）	（略）